

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 受給のご案内

- ①住民税非課税世帯の確認書は対象者に順次発送します
- ②家計急変世帯は電話申し込みにより申請書を送付します

1. 臨時特別給付金の支給対象となる方

- ①住民税非課税世帯：令和3年12月10日時点で国内に住民登録があり令和4年6月1日時点で小野市に住民票がある世帯全員が令和4年度の市民税（均等割）が課税されていない世帯
- ②家計急変世帯：令和4年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が任意の1か月において住民税非課税相当となった世帯

- (注意1) ①②ともに、市民税（均等割）が課税されている方の被扶養者のみの世帯は対象外となります。
- (注意2) 既に本支給を受けた世帯と同一の世帯や、本給付金の支給を受けた世帯の世帯主であった方を含む世帯は対象になりません。

2. 申請の方法

	申請様式	申請期間
①住民税非課税世帯	対象となる世帯に確認書を送付します	確認書に記載
②家計急変世帯	電話申し込みにより申請書を送付します	令和4年9月30日(金)まで

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送により申請してください。

3. 確認いただきたい点

- ①②共通・・・世帯全員が市民税（均等割）が課税されている方に扶養されていない
- ①の世帯・・・世帯主の登録口座の内容（令和2年度の特別定額給付金等の振込口座）
- ②の世帯・・・任意の1か月の収入の状況を確認できる書類、本人確認書類、通帳またはキャッシュカードのそれぞれコピーの添付

4. 給付金額

対象世帯には100,000円が支給されます。（手続きが必要です）

5. お問い合わせ先

〒675-1380 小野市中島町531

小野市 市民福祉部社会福祉課 臨時特別給付金担当（☎63-1000）

平日 8:45～17:15

☆「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！
ご自宅や職場などに市役所や国の職員をよそおった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署または警察相談（#9110）に連絡しましょう。